

令和 6 年 4 月 9 日

処遇改善加算の対象サービス事業所・施設の管理者 様

阿賀野市民生部高齢福祉課長

令和6年度の介護職員等処遇改善加算の算定に係る届出について（通知）

令和6年度の届出につきまして、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月15日付け老発0315第2号）に留意の上、下記のとおり書類の提出をお願い致します。

この度は、制度改正に伴い、様式が昨年度までと違っていますのでご注意ください。

記

1. 制度改正の内容等

現在の「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ加算」（以下、3つの加算を合わせて「旧3加算」という。）について、令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」（以下「新加算」という。）に一本化されます。

そのため、令和6年度は「旧3加算」と「新加算」が混在することから、提出する書類について、十分注意願います。

2. 提出する書類

◎介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書（令和6年度） ※①～③の何れかを選択して提出

①別紙様式6・・・同一法人内の事業所数が10以下の場合

②別紙様式7－1・・・令和6年3月時点で加算未算定の事業所が新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合

③別紙様式2・・・①・②以外の場合

◎体制等届出書

※地域密着型サービス事業者用

- ・介護給付費に算定等に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1－3）及び（別紙1－3－2）
- ・添付書類 ※該当する場合のみ提出

※基準該当サービス事業者用（本市では、（介護予防）短期入所生活介護事業所のみであるため、その部分のみ抜粋）

- ・介護給付費に算定等に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1－1）及び（別紙1－1－2）
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1－2）及び（別紙1－2－2）
- ・添付書類 ※該当する場合のみ提出

※介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所用

- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙５０）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－４）及び（別紙１－４－２）
- ・添付書類 ※該当する場合のみ提出

◎変更等に係る書類

- ・別紙様式４・・・・・・変更に係る届出書
- ・別紙様式５・・・・・・事業の継続を図るために、介護職員等の賃金を引き下げる必要がある場合

◎介護職員等処遇改善加算等実績報告書（令和６年度）

- ・別紙様式３・・・・・・計画書を別紙様式２及び別紙様式６で提出した場合
- ・別紙様式７－２・・・・・・計画書を別紙様式７－１で手出した場合

※別紙様式３～５及び７－２については、以下「３．計画書及び体制等届出書の提出期限」の際の提出は不要です。

３．計画書及び体制等届出書の提出期限

【令和６年度介護報酬改定に伴う特例（令和６年７月３１日まで）】

		旧３加算を 新規算定する場合 区分変更する場合	旧３加算を 区分変更しない場合
処遇改善 計画書	旧３加算 （４・５月）	令和６年４月１５日（月）	令和６年６月１日（土）
	新加算 （６月以降）	令和６年４月１５日（月） ※ ６月１５日（土）まで 変更可能	令和６年６月１日（土） ※ ６月１５日（土）まで 変更可能
体制等 届出書	旧３加算 （４・５月）	令和６年４月１５日（月）	提出不要
	新加算 （６月以降）	令和６年６月１日（土） ※ ６月１５日（土）まで 変更可能	令和６年６月１日（土） ※ ６月１５日（土）まで 変更可能

※一度提出した計画書及び体制等届出書を変更する場合は、下記お問い合わせ先まで連絡願います。

【通常の扱い（令和６年８月１日算定）】

加算を算定する前々月の末日まで

４．提出方法

電子メール、郵送又は持参

５．提出先

〒９５９－２０９２（阿賀野市役所 専用郵便番号）

阿賀野市 民生部 高齢福祉課 介護保険係 神田

e-mail kaigo@city.agano.niigata.jp

6. 変更届出書の提出について

既に提出した計画書について、以下の事項に変更があった場合は、「別紙様式4 変更に係る届出書」（以下「変更届出書」という。）の提出が必要です。

変更事項	別紙様式4に添付する書式	提出期限
会社法の規定による吸収合併、新設合併による計画書の作成単位の変更	別紙様式4のとおり	速やかに
加算を算定する事業所に増減があった場合 ①事業所を追加する場合 ②一部の事業所を廃止する場合	①の場合 別紙様式4のとおり 体制等届出書 ②の場合 別紙様式4のとおり	①の場合 居宅サービス 変更月の前月の15日まで 施設サービス 変更月の初日まで ②の場合 速やかに
算定要件の適合状況の変更等により加算区分に変更が生じる場合 ①加算区分を上げる場合 ②加算区分を下げる場合	①の場合 別紙様式4のとおり 体制等届出書 ②の場合 別紙様式4のとおり 体制等届出書	①の場合 居宅サービス 変更月の前月の15日まで 施設サービス 変更月の初日まで ②の場合 変更月の前月の末日まで
就業規則（介護職員の処遇に関する内容）を変更した場合	—	実績報告の提出時

7. 実績報告書の提出について

令和6年度実績報告書の提出期限は、令和7年7月末とする予定です。このことについては、後日通知します。

なお、令和6年度中に加算を算定する全ての事業所を廃止した場合、最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書の提出が必要ですので、下記お問い合わせ先まで連絡願います。

お問い合わせ先

●地域密着型及び基準該当サービス

阿賀野市 民生部 高齢福祉課

介護保険係 神田

TEL:0250-62-2510（内線2123）

E-mail:kaigo@city.agano.niigata.jp

●総合事業

阿賀野市 民生部 高齢福祉課

地域包括支援センター阿賀野 田中

TEL:0250-62-2510（内線2132）

E-mail:hokatu-a@city.agano.niigata.jp